

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、「地球環境を大切に、世界の人々に信頼され、常に創造し挑戦する」ことを経営の基本理念とし、「多様性を尊重し、自由闊達な企業風土をつくり、「就業環境No.1」を目指す」「エコロジー事業を通して環境に優しい総合エコソリューション企業として世界をリードし、人々の豊かな生活に貢献する」「公正、信用を重視し、社会を利する事業を進める」ことを行動指針としております。当社は、この経営の基本理念及び行動指針に従い、株主の皆様・取引先・地域社会・国際社会・従業員をはじめとしたさまざまなステークホルダーに対して社会的責任を遂行し企業価値を最大化することを経営目標としておりますが、この経営目標達成のため、コーポレート・ガバナンスの充実を経営の重要な課題と位置付け、強化に努めております。また、当社は、内部統制システムの確立、整備及びその拡充を推進することにより、会社経営の健全性の確保をはかり、コーポレート・ガバナンスを強化しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 30%以上

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
R.S. TECH HONG KONG LIMITED	2,380,000	43.75
方 永義	884,200	16.25
RIHUI (HONG KONG) INVESTMENT TRADING CO.	340,000	6.25
那須マテリアル(株)	170,000	3.13
フューチャーエナジー(株)	170,000	3.13
NVCC6号投資事業有限責任組合	110,000	2.02
李 宗根	78,200	1.44
本郷 邦夫	42,500	0.78
大澤 久生	42,500	0.78
近藤 淳行	29,800	0.55

支配株主(親会社を除く)の有無 方 永義

親会社の有無 なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 東京 マザーズ

決算期 12 月

業種 金属製品

直前事業年度末における(連結)従業員数 100人以上500人未満

直前事業年度における(連結)売上高 100億円未満

直前事業年度末における連結子会社数 10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

原則として、支配株主及び支配株主が議決権の過半数を所有する会社との取引はしない方針であります。もし、支配株主と取引を行う場合には、取締役会で決議をすることとし、一般的な取引条件で取引を行うことにより少数株主に不利益を与えることがないように留意しております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

特になし。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態 監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 10名

定款上の取締役の任期 2年

取締役会の議長 社長

取締役の人数 **更新** 8名

社外取締役の選任状況 選任している

社外取締役の人数 **更新** 3名

社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 **更新** 2名

会社との関係(1) **更新**

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
李 宗根	他の会社の出身者													
渡邊 泰紀	他の会社の出身者													
内海 忠	他の会社の出身者													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
 k その他

会社との関係(2) **更新**

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
李 宗根		該当事項はありません。	主に経営者としての豊富な経験と人脈を有し、同氏を社外取締役に選任することにより、経営の透明性の向上及び監督機能の強化に繋がるものと判断し、社外取締役に選任しております。
渡邊 泰紀	○	該当事項はありません。	長年にわたる半導体業界に於ける豊富な経験と人脈を有し、同氏を社外取締役に選任することにより、経営の透明性の向上及び監督機能の強化に繋がるものと判断し、社外取締役に選任しております。また、会社の業務執行が、経営者や特定の利害関係者の利益に偏らず適正に行われているか監視できる立場を保持しているため、独立役員として指定しております。
内海 忠	○	該当事項はありません。	長年にわたる半導体業界に於ける豊富な経験と人脈を有し、同氏を社外取締役に選任することにより、経営の透明性の向上及び監督機能の強化に繋がるものと判断し、社外取締役に選任しております。また、会社の業務執行が、経営者や特定の利害関係者の利益に偏らず適正に行われているか監視できる立場を保持しているため、独立役員として指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
 任意の委員会の有無 なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	3名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

内部監査機能としては、社長直轄の独立部門として内部監査室(人員1名)を設置しており、監査計画に基づき、社内の各部門の業務運営状況を専任者が定期的に監査しております。また、内部監査室は会計監査人と定期的に面談を行い、監査に必要な情報について、共有化を図っております。

監査役は3名(すべて社外監査役)の監査体制であります。常勤監査役は、取締役会をはじめと経営会議その他の重要会議に出席し、業務執行に関する適切な監査や助言を行い、経営の質的向上と健全性確保に努めております。また、非常勤監査役を含めて、経営活動全般にわたり独立した立場からの客観的な監査や助言が実現されるよう図っております。監査役は定期的に内部監査室と会議を行い、活動状況の報告を受け、その活動について助言を行い、必要に応じて調査を求めています。また、会計監査人とは必要に応じて随時情報交換を行い、相互の連携を高め職務執行を十分に監視できる体制を整えております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)															
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m			
片岡 義隆	他の会社の出身者													△			
金森 浩之	公認会計士																
小幡 朋弘	弁護士																

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d 上場会社の親会社の監査役
e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
片岡 義隆		当社の仕入先であるラサネ栄株式会社で2013年6月まで内部統制構築業務に従事しておりました。	長年にわたる上場企業における豊富な財務経理の経験、知識を客観的かつ中立の立場で当社の監査に反映していただくため選任しております。
金森 浩之	○	該当事項はありません。	公認会計士としての豊富な経験、知識を客観的かつ中立の立場で当社の監査に反映していただくため選任しております。また、会社の業務執行が、経営者や特定の利害関係者の利益に偏らず適正に行われているか監視できる立場を保持しているため、独立役員として指定しております。
小幡 朋弘	○	該当事項はありません。	弁護士としての豊富な経験、知識を客観的かつ中立の立場で当社の監査に反映していただくため選任しております。また、会社の業務執行が、経営者や特定の利害関係者の利益に偏らず適正に行われているか監視できる立場を保持しているため、独立役員として指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の数 	4名
--------------------------------------------------------------------------------------------	----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況 ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

企業価値及び業績向上に対する意欲並びに士気を高めることを目的としたインセンティブプランとしてストックオプション制度を導入しており、事業成長の貢献度等を勘案のうえ、付与数を決定しております。

ストックオプションの付与対象者 社内取締役、従業員

該当項目に関する補足説明

社内取締役及び従業員に対し、企業価値及び業績向上に対する意欲並びに士気を高めることを目的としたインセンティブプランとしてストックオプション制度を導入しています。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上の取締役は存在しないため、個別報酬の開示はしていません。取締役及び監査役の報酬は、それぞれ総額で開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の
有無 あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員の報酬等につきましては、株主総会で承認された報酬総額の範囲内において、取締役については取締役会で、監査役については監査役協議によりそれぞれ決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役のサポートは総務人事部で行っております。取締役会付議事項につきましては、総務人事部より、社外取締役及び社外監査役に対して資料を事前に配布しており、必要に応じて事前説明をしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

○取締役会

取締役会は、取締役8名(うち社外取締役3名)で構成され、当社の業務執行を決定し、取締役の職務の執行を監督する権限を有しております。会社法及び定款で定められた事項及び当社の経営に関する重要事項等について審議・決定する機関として、原則として毎月1回開催しております。また、取締役及び部長で構成された経営会議を取締役会の日程に合わせて実施しております。経営会議においては事業・営業に関する重要事項の報告と活発な論議を通じ、意思疎通及び情報共有を図っております。

○監査役会

監査役会は監査役3名(すべて社外監査役)で構成され、ガバナンスのあり方とその運営状況を監視し、取締役の職務執行を監査しております。各監査役は取締役会への出席、重要な書類の閲覧などを通じて経営全般に関する幅広い検討を行うとともに、毎月開催される監査役会において情報を共有し実効性の高い監査を効率的に実施するよう努めております。

○会計監査人

当社は、有限責任 あずさ監査法人と監査契約を締結し、定期的な監査のほか、会計上の課題について、随時協議を行う等、適正な会計処理に努めております。

○責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。社外取締役及び社外監査役の当該責任限定契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役又は社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、経営判断の迅速性の確保、経営効率の向上及び取締役相互間の監査体制に実効性を持たせており、取締役の業務執行の適法性、妥当性への牽制機能は、社外取締役・社外監査役の取締役会への出席・意見陳述や監査役監査により確保できているとの認識により、現状の体制を採用しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

補足説明

集中日を回避した株主総会の設定	当社の株主総会は集中日を避けて開催いたしております。
その他	当社ホームページへの招集通知を掲載など株主総会の活性化に関する施策を実施しております。

2. IRに関する活動状況

補足説明

代表者自身による説明の有無

個人投資家向けに定期的説明会を開催	年1回以上開催する予定であります。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回以上開催する予定であります。	あり
IR資料のホームページ掲載	適時開示情報や法定開示情報等については、TDnet/EDINET等で開示後、速やかに自動で当社WEBサイトに掲載する予定です。	
IRに関する部署(担当者)の設置	当面は総務人事部と財務経理部が共同して行い、将来的には経営企画室を設置する予定であります。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

補足説明

環境保全活動、CSR活動等の実施	CSR活動の一環として、国土交通省の「道路愛護運動」に参加し、国道4号線三本木音無地区の清掃活動で貢献しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「RS Tech 企業行動基準」において、株主に対し、適時かつ公平な情報の開示に努め、当社の事業活動に対する理解と信頼を得ることをさだめており、その他のステークホルダーに対しても同様の姿勢で取り組む方針であります。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

平成25年8月28日の取締役会において、内部統制システムの整備に関する基本方針を決議しました。その基本方針は下記の通りです。

1. 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制並びに損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) 取締役会は、経営リスクのマネジメントを行い、全社的な内部統制システムの整備の推進及び緊急時(重大なコンプライアンス違反、甚大な被害が生じた災害等)の危機対応を行います。なお、これらの事項を決議する取締役会には、顧問弁護士等の社外の専門家の出席を要請し、決議内容の公正性を担保するものとします。
 - (2) 全社的な内部統制システムの整備、リスク・クライシスのマネジメント及びコンプライアンス体制の推進等に関する専任の担当取締役を設置します。当該担当取締役は、その実働組織として、全社的なリスクのマネジメントを行う「リスク管理委員会」を設置し、その統括を行います。なお、監査役は、上記の委員会に出席し意見を述べることが出来ます。
 - (3) 職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ高い企業倫理観を保つとともに、社会的責任を果たすため、「RS Tech企業行動基準」の周知徹底を図ります。
 - (4) 内部通報制度に基づき、相談窓口を設置し、迅速な対応を実施します。
 - (5) 社長が内部監査室を直轄します。内部監査室は当社の内部監査を実施・統括し、社長に内部監査の結果について適宜報告します。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 「内部情報管理規程」「文書管理規程」その他の社内規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体に記録し、保存及び管理を図ります。取締役及び監査役は、いつでも、これらの文書等を閲覧できるものとします。
3. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 取締役会は、取締役等の職務分掌を定め、当該職務分掌に基づき、取締役等に業務の執行を行わせませす。
 - (2) また、以下の経営管理システムを用いて、取締役の職務の執行の効率化を図ります。
 - <1> 取締役会により経営計画を策定し、これに基づく事業部門ごとの業績目標及び予算の設定(管理会計)を行い、取締役ごとの業績目標を明確にします。
 - <2> 各取締役は、毎月開催する取締役会において、業務目標の達成状況、課題解決のための取り組み等を報告することにより、業務執行状況の管理、監督を受けます。
 - <3> 取締役会による月次業績のレビューと改善策を実施します。
4. 財務報告の信頼性を確保するための体制
 - (1) 適正かつ適時の財務報告のために、会計責任者を設置し、法令等及び会計基準に従った財務諸表を作成し、情報開示に関連する規程に則り協議・検討・確認を経て開示する体制を整備します。
 - (2) 財務報告に係る内部統制として、金融商品取引法の内部統制報告制度を適切に実施するため、全社的な内部統制の状況や重要な事業拠点における業務プロセス等の把握・記録を通じて、自己及び第三者による評価並びに改善を行う体制を整備します。なお、当社の評価・改善結果は、定期的に取締役会に報告します。
5. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - (1) 取締役及び使用人は、コンプライアンス及びリスクに関する事項等、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実等を発見した場合は、速やかに監査役に報告します。
 - (2) 内部監査部門、コンプライアンス部門、リスク管理部門、法務部門を担当する取締役は定期的に、担当部門の業務状況について監査役に報告しなければならないものとします。なお、当該報告は取締役会の中で実施されることを妨げません。
 - (3) 取締役及び使用人は、監査役から業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告を行わなければならないものとします。
6. その他監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - (1) 監査役会が、必要に応じて専門の弁護士、会計士等に対して、監査業務に関する助言を受ける機会を保障します。
 - (2) 監査役は、内部監査部門が実施する内部監査にかかる年次計画について事前に説明を受け、その実施状況について、適宜、報告を受けるものとします。
 - (3) 監査役及び監査役会は、会計監査人と定期的に会合を持つなど緊密な連携を保つとともに、会計監査人の監査計画については事前に報告を受けるものとします。
 - (4) 取締役社長(必要に応じて、他の取締役)と監査役との定期的な意見交換を実施します。
7. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考えとその整備状況
 「RS Tech企業行動基準」において、市民生活の秩序及び安全に脅威を与える反社会的な勢力または団体とは一切の関係を持たず、これらの圧力に対しても毅然とした対応で臨み、断固として対決して、その圧力を排除することを宣言しております。なお、反社会的勢力へは、法務・総務担当部門が、警察、弁護士等の専門機関と連携し対応してまいります。

以上

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

「RS Tech企業行動基準」において、市民生活の秩序及び安全に脅威を与える反社会的な勢力または団体とは一切の関係を持たず、これらの圧力に対しても毅然とした対応で臨み、断固として対決して、その圧力を排除することを宣言しております。なお、反社会的勢力へは、法務・総務担当部門が、警察、弁護士等の専門機関と連携し対応してまいります。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

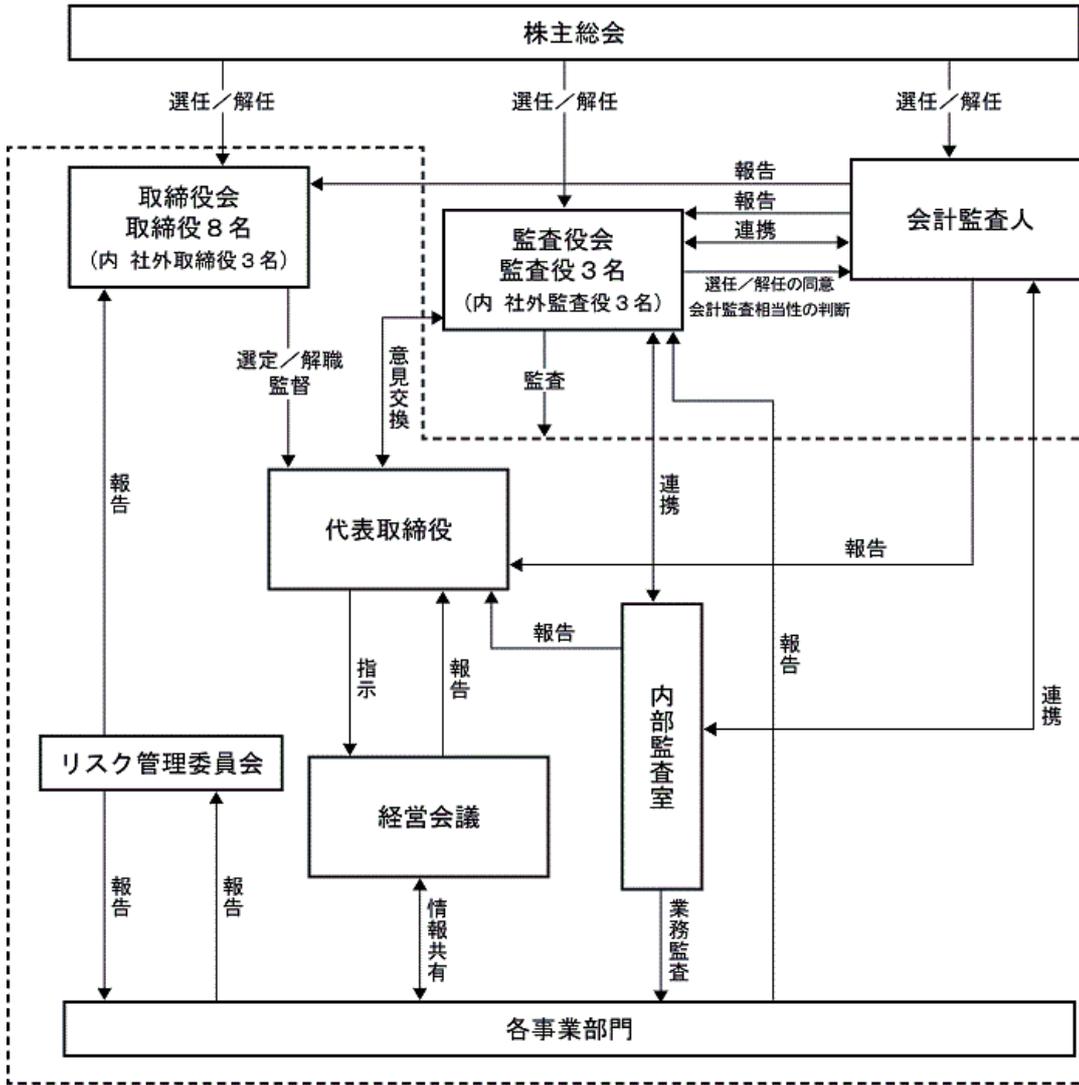
買収防衛策の導入の有無 なし

該当項目に関する補足説明

当社では、現在のところ買収防衛策の導入予定はありません。

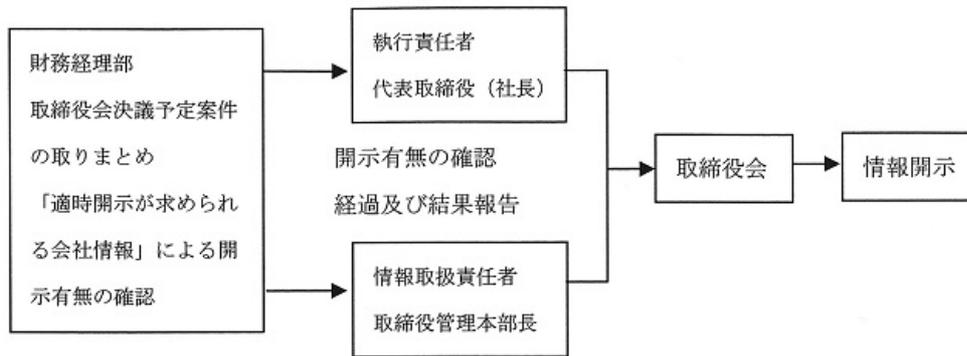
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【模式図（参考資料）】



【適時開示体制の概要（模式図）】

当社に係る決定事項・決算に関する情報等



当社に係る発生事実に関する情報等

